

「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会 中間報告書(案)」に対する意見

<全体>

ページ 番号	章	項目	意見
中間報告書案 全体	—	—	<ul style="list-style-type: none">● テレビ放送の同時配信（以下、同時配信）は本中間報告書案（以下、本案）が指摘するとおり、技術的な課題、視聴者ニーズの確認、コストを踏まえた事業性の確保、権利処理など解決すべき課題が多くあります。● 総務省・情報通信審議会「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会」（以下、本委員会）における議論は今後も続くと認識していますが、民放事業者による同時配信は個別社の自主性を尊重していただくよう要望します。● 一方、NHKの常時同時配信については、国民・視聴者に対し常時同時配信を始める社会的意義やニーズを丁寧に説明するとともに、制度改革の方向性や具体的な実施計画（サービス規模、コスト、財源など）を提示し、国民各層の合意を得ることが不可欠であると考えます。

<放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性>

ページ 番号	章	項目	意見
13	第1章 「放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性」について	2. 放送事業者の取組 (2) ネット配信に関する取組 ②放送番組のモバイル端末・PC向け同時配信の動き	<ul style="list-style-type: none"> ● NHKの試験的提供の実施結果に関する情報提供は民放事業者にとって参考になっています。本委員会では今後ともNHKから試験的提供の実施結果に関する具体的なデータ提供や報告を受け、視聴者ニーズや権利処理の課題などを把握しながら、実態に即した検討を行うよう要望します。
17	第1章 「放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性」について	2. 放送事業者の取組 (3) 「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	<ul style="list-style-type: none"> ● 同時配信について、2016年12月開催の総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」第13回・14回会合で民放連および在京キー局5社が表明した「現時点で同時配信の事業性は見出し難い」「常時同時配信にはクリアすべき課題が多い。ローカル局への影響も懸念」「民放各社の事業や経営判断に制約を与えることは避けていただきたい」などの基本的な考え方が本案に記載されたことは、今後の検討の出発点を確認する観点から、適切であると考えます。今後とも本委員会の検討において、民放事業者の基本的な考え方を尊重するよう要望します。 ● NHKは2019年に常時同時配信を開始したい考えを表明し、そのための放送法改正を要望しています。これに対し民放事業者は同時配信の事業性の乏しさが大きな障害であり、常時や放送並の高機能となるとさらにハードルが高くなります。国民視聴者からの受信料収入で運営され、公共放送サービスの拡充として常時同時配信を目指すNHKと、広告収入を主な財源とする事業として同時配信の可能性を模索する民放事業者では、自ずと事情や制約に大きな差異があります。 ● 同時配信においてはこうした両者の事情の違いによって、協力・連携を進めるところと自主独立に任せるところが存在するのは当然です。常時や高機能を前提とする画一的な同時配信の共同事業を志向する議論は避けるべきだと考えます。

<モバイル端末・PC向け同時配信>

ページ 番号	章	項目	意見
29	第2章 「放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方」について	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> ● モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討にあたっては、「想定するシステム構成パターンや試算結果は、今後の放送事業者のシステム構成やサービスを制約するものではない」「試算の対象は配信に係るシステムであり、放送事業者設備の改修・コンテンツ制作・権利処理・ユーザーインターフェース・サービスの宣伝費等及び通信事業者のネットワークに関するコストは対象外である」「検討結果は、放送事業者がネット同時配信サービスを検討する際の参考に資するものであり、各放送事業者のネット同時配信サービスの実施時期・内容などを決定するものではない」との「基本的な考え方」が本案に明確に記載されたことは、民放事業者の経営判断を制約するものでないことを明確にする観点から極めて適切であると考えます。 ● インターネットを活用した動画配信の継続可能なビジネスモデルの開発は民放事業者にとって重要課題ですが、すぐれて個別社の事業戦略や具体的な取引に関係するため、行政の場における公の検討にはふさわしくありません。
39	第2章 「放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方」について	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討 (2) 今後取り組むべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数の放送事業者が連携した実証実験を行う際、その実施主体である国は関係者（放送事業者や放送番組等に関わる権利者、広告主・広告会社の事業者団体など）へ丁寧に説明を行い、十分な理解と協力を得て実施することを要望します。

<テレビ向け4Kコンテンツの同時配信>

ページ 番号	章	項目	意見
46～47	第2章 「放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方」について	2. テレビ向け4Kコンテンツの同時配信に関する検討 (2) 今後取り組むべき事項 ①ハイブリッドキャスト活用による4Kコンテンツ同時配信の普及に向けた取組 ②高精細映像の安定的・効率的な配信について	● 実証実験を行う際、その実施主体である国は関係者（放送事業者や放送番組等に関わる権利者、広告主・広告会社の事業者団体など）へ丁寧に説明を行い、十分な理解と協力を得て実施することを要望します。
46	第2章 「放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方」について	2. テレビ向け4Kコンテンツの同時配信に関する検討 (2) 今後取り組むべき事項 ①ハイブリッドキャスト活用による4Kコンテンツ同時配信の普及に向けた取組	● 実証実験について、「その成果については規格・推進団体が中心となり、地方の放送事業者がサービス提供を行いやすくするための情報基盤の整備や地方での人材育成等に活用していくこと」との提言は、ローカル局が新たな事業展開を検討するうえで有用であり賛同します。

<放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保>

ページ 番号	章	項目	意見
48～69	第3章 「放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保」について	1. 放送コンテンツの適正な製作取引の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 本案にあるとおり、放送事業者とテレビ番組制作者の各業界団体と関係企業の情報の共有を促進することにより、下請法等関係法令および、総務省策定の「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の周知・啓発を図ることを目的として、関係団体が参加する「放送コンテンツ適正取引推進協議会」（以下、推進協議会）を6月下旬に設置することとしています。当連盟は全日本テレビ番組製作者連盟（ATP）とともに推進協議会の共同事務局を務め、さまざまな民間の自主的な取り組みを進めたいと考えています。

<同時配信における迅速かつ円滑な権利処理>

ページ 番号	章	項目	意見
70~79	第3章 「放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保」について	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ● NHKがテレビ放送の常時同時配信や同時配信の権利処理ルールの形成について先行した場合、同ルールが先例となり民放事業者の事業展開に影響を及ぼすことが懸念されます。このため、NHKは権利処理の検討に関する情報を民放事業者に対し適切に提供するなど、民放事業者への影響に十分配慮すべきです。